

# 福祉事務所からのお知らせです

**難病等の方々も  
障害福祉サービス等の対象となります**

4月から障害者自立支援法が「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援する法律」（障害者総合支援法）に名称が改正され、障害者の範囲に難病等の方々が加わりました。対象となる方々は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等※の受給が可能となっています。

(※障害福祉サービス、相談支援、補装具給付および地域生活支援事業)

**【対象者】** 対象疾患による障害がある方

【手続き】 対象疾患に罹患していることがわかる証明書（診断書または特定疾患医療受給者証等）を持参のうえ、福祉事務所窓口で申請

**【対象疾患】** 130種類の疾患が対象となります。下記問い合わせ先にご確認ください。

問合先：福祉事務所福祉課福祉班（仁賀保庁舎）☎ 32-3034

## 育成医療の申請窓口が変わりました

今年4月以降、自立支援医療（育成医療）は市へ申請することになっています。

【育成医療とは?】

次のような障害・疾患のあるお子さん（18歳未満）が指定医療機関で手術等を受け、確実な治療効果を期待できる場合、事前申請に基づき医療費の一部を市が負担する制度です。

#### ○対象となる障害の種類

- ▽肢体不自由、▽視覚障害、▽聴覚・平衡機能障害、▽音声・言語・咀しゃく機能障害、▽心臓機能障害（入院のみ）、▽腎臓機能障害、▽小腸機能障害、▽肝臓機能障害、▽その他内臓障害、▽免疫機能障害

※保険診療の1割が自己負担となります。世帯の市民税額等によって月額上限があります。

## 休館のお知らせとお詫び

復旧の目途については、今後、広報や市のホームページ等でお知らせいたします。

この度の火災により市民の皆さんに、ご不便をおかけすること、並びにご心配をおかけしたことに対しまして、深くお詫び申し上げます。今後、このようなことが起ころぬよう、市が管轄する全ての施設の安全点検に努めて参りたいと思います。

なお、隣接するサイエンスパークやスマイルについては平常どおりご利用いただけます。

# 広げよう 地域に根ざした思いやり



にかほ市では、86人の民生委員・児童委員（うち主任児童委員6人）が厚生労働大臣から委嘱を受け、無報酬で活動しています。任期は3年で、現在の委員の任期は平成25年11月30日までとなっています。

生活に困ったり、支援を求める  
たいとき「どこに」「誰に」相  
談したらよいのか分からないと  
いうことはありませんか。  
民生委員・児童委員は、そん  
なときに頼りになる身近な相談  
相手です。



4月25日に行われた市民生児童委員協議会総会

**秘密は守られます  
安心してご相談ください**

民生委員・児童委員に  
関するお問い合わせは  
にかほ市福祉事務所

- ▼育児や子どものしつけで悩んでいる
- ▼近所で児童虐待・高齢者虐待が疑われる世帯がある
- ▼近所の高齢者宅に郵便や新聞がたまつていて安否が心配

児童福祉法により、民生委員は児童委員を兼ねています。主任児童委員を除く80人の委員には1人ひとりに担当する地域が定められており、市内全域を分担して活動しています。

各委員は担当する地域で、福祉に関する幅広い相談を受け付けています。相談内容に応じて開設機関を紹介したり、情報提供

こんなときは「相談ください」  
▼高齢者の一人暮らしで生活に不安がある

あなたの地域には必ず担当の  
民生委員・児童委員がいます

こんなときは「相談ください